

平成 27 年度
西成区障がい者自立生活支援調整協議会からの
意見に対する回答
(案)

大阪市福祉局障がい者施策部

西成区	
7. 新規で障がい福祉サービスの申請を行った場合の利用開始時期について	
意見概要	
<p>新規申請の場合、介護保険は申請日から暫定利用が可能だが、障がい福祉サービスは最短でも、訪問調査および審査会が終了し、計画案が提出されるまで支給決定がされない仕組みとなっている。現状、申請から区分決定まで2か月以上時間かかり（標準処理期間75日）、そのうえ申請時からサービスの利用が出来ないがゆえに、例えば入院中に区分申請をしても、退院までに区分が決まらずサービスの利用ができないまま在宅生活に入る事例も散見される。介護保険同様に申請時からの暫定利用ができるような仕組みにするよう強く求める。</p>	
回 答	
<p>本市においては、障がい者の生活実態や障がいの状況に即して、緊急その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）第三十条に基づき、特例介護給付費又は特例訓練等給付費による障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております。</p> <p>今後とも個々の状況を考慮しながら、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8245）

西成区	
8. 移動支援の対象者拡大について	
意見概要	
<p>知的・精神障がい者手帳受給者とは違い、身体障がい者は利用できる対象者が限られているが、身体障がい者の中には移動困難な方も多く移動支援のニーズは強い。重度訪問介護の対象者に該当せず、また両上肢かつ下肢1・2級にも該当しない身体障害者への利用者範囲の拡大を強く求める。</p>	
回 答	
<p>移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区	
9. 移動支援の「通年かつ長期にわたる外出」についての要件緩和について	
意見概要	
<p>移動支援の支援対象として社会生活上不可欠な外出及び余暇活動とあるが、通年かつ長期的にわたる外出として、通勤・通学・通所等が対象除外とされていることについても必要不可欠な外出として認めるべきである。より生活するうえで不可欠である通勤・通学・通所等が認められないであれば、なぜ認めるに至らないか見解を求める。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通園・通学・通所など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学や日中活動の継続を支援できるように努めております。</p> <p>なお、移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区	
12. 地域移行支援の強化について	
意見概要	
<p>地域移行支援について、課題が出てきている。地域移行を行うにあたり多くの時間と労力を割く必要があるにも関わらず、非常に単価が安い。また、1回につき6か月の制約もあり、例えば、10年以上施設や精神科病棟にいた方を地域移行するにあたる場合、6か月では到底移行に結びつかない。大阪市で地域移行支援が進まないさらなる理由として、大阪市内に入院できる精神科病棟も含めた医療機関が少ないため支援が遠方になり、交通費なども含め事業所負担が大きくなることも挙げられる。また、精神科における入院のシステムと地域移行支援のシステムが互いに乖離していることで、制度利用に結びつかないケースもあり、対象者の不安が軽減されないまま退院となり、結果として再入院せざるを得ない事例も見られる。</p> <p>地域移行支援の利用推進するのであれば、単価の向上や地域移行期間の大幅な延長及び支給決定期間の前倒し支給など、利用しやすい制度設定にすること、また医療と福祉のシステムの連携について具体的な働きかけを行うことを国に進言するよう市に意見する。一方で、市としても、地域移行支援を進めるにあたりどのように考えているか具体的見解を示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>地域移行支援については、適切な支援が実施できる報酬算定を国に対して強く求めているところです。</p> <p>また、地域移行支援における施設や病院までの交通費は、指定一般相談支援事業所が市に届け出た事業実施地域以外の場合は利用者から徴収することができるという規定になっていますが、遠隔地からの地域移行の場合、交通費が高額となりやすいことから、利用者からの徴収が難しく、地域移行を進める上での課題となっていることから、国に対して要望を行っております。</p> <p>なお地域移行支援については、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであることから、国の基準により給付決定期間が6ヶ月とされていますが、6ヶ月経過後も引き続き地域移行支援が必要であると認められる場合には給付決定の更新を行っております。</p> <p>地域移行の推進については、障がい福祉計画において成果目標とするなど重要な課題であると認識しており、今後、施設入所者等に対する情報提供など、具体的な取組みについて整理を進めていくとともに、支援の実態に見合った報酬算定となるよう国に対して引き続き働きかけを行ってまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区	
13. 刑余者支援について	
意見概要	
<p>平成 26 年度より、地域移行支援にて刑余者についてもその対象となったが、刑余者については法務省にまたがる問題のため、支援対象者が多数いると考えられるが、実態数も把握ができない。また、受刑者を地域へつなぐ退所後の支援に必要な情報が受刑中の場合、各関係機関の守秘義務により支援者へほとんど情報提供されず、その中で支援を進めていくことは難しい。地域定着支援センターが対応できない（職員の人数問題、障がい状況など）と支援がないまま地域へ出所してしまうケースも多く、また、保護観察対象になる人とならない人の支援の差がありすぎる。平成 27 年 8 月に本市を含む主要自治体が連名で国に対し、出所後の支援に必要な情報について、保護観察所から自治体への情報提供が不十分であるため、連携の強化を要望した旨福祉局より回答がなされたが、その結果、国より何らかの動きがとられたのか確認したい。また、刑余者支援のあり方について市としての具体的見解を示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>ご意見のとおり、平成 27 年 8 月に本市を含む主要自治体が連名で国に対し、触法障がい者の矯正施設入所中の更生プログラムの内容や更生状況の情報など、出所後の支援に必要な情報について、保護観察所から自治体への情報提供が不十分であることから、連携の強化を要望したところではあります。</p> <p>その後、国において特段の動きがないことから、平成 28 年 7 月にも同様に国に対し、改めて総合的な対策を確立するよう求めているところではあります。</p> <p>本市としても、矯正施設等からの地域移行については次のような課題があると考えており、こうした課題について、触法障がい者の実態に即した支援を円滑に行うことができるような総合的な対策を確立するよう引き続き国に要望してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所が利用計画を作成するにあたって、アセスメントを行うための本人面会の確保や施設等からの個人情報の提供 ・遠隔地の矯正施設等から大阪市内への地域移行のケースにおいて、本人や施設との調整及び相談支援事業所における交通費の負担 ・受入に関する対応マニュアルの作成や研修の実施 ・服役中の受刑者について、体験宿泊などのサービス利用時に事故等が発生した場合における国の責任の明確化 ・矯正施設等からの地域移行に関する報酬の加算 	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 6208-8081）

西成区
14. 地域活動支援センターの運営基盤強化について
意見概要
<p>地域活動支援センターについては活動支援型、生活支援型があり、障がいのある方が障がい福祉サービスの申請なく気軽に通える大切な社会資源として多くの方が通所している。たとえば、活動支援型については、定期的な通所を求められる就労継続支援等のサービスについてハードルが高いと感じられる方や、65歳以上で障がいを理由とした通所を求めるも、介護保険施設では馴染めない方の貴重な通所先となるなど、現在においても非常に高いニーズがある。また、生活支援型においても、精神障がいのある方にとって、引きこもりがちな方が気軽に日中過ごせる場所として、外へ出るきっかけを提供している。</p> <p>いまだに新規利用のニーズもあるにも関わらず、新規事業所の立ち上げは行われず、かつ運営委託費は非常に安価であるため、運営維持も困難となっている。例えば、重度・重複障がい者支援事業費も、実際に事業の対象者を受け入れた場合、スタッフが一人付きっきりになるにも関わらず、その人件費を確保することもできない。また、送迎支援事業費も同様に安価であるため、送迎にかかる人件費を計上することもできない。これら事業費に当てはめた事業を実施しようとするには到底予算が不足する。よって、加算的な事業費ではなく、委託費そのものの増額を望むが、このような現状を市が認識し、通所ニーズを満たすような運営事業費を市の責任として確保する必要があると考える。市としてどのように考えているか具体的見解を示していただきたい。</p>
回 答
<p>地域活動支援センターは、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対して、通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練及び日常生活に必要な便宜の供与等を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援の促進を図ることを目的としております。また、生活支援型においては、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援事業や福祉及び地域の社会基盤との連携のための調整、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等を行うことにより、障がい者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図っております。</p> <p>活動支援型、生活支援型ともに、障がい支援区分や年齢での制限がある特定の障がい福祉サービスについて利用することができない障がい者等にとって、日中の活動の場として、非常に重要な役割を担っていると認識しており、今後も引き続き、障がい者の利用ニーズ等を勘案しながら事業運営を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、活動支援型の委託にあたっては、委託期間の前月にすでに当事業を受託しており継続して事業を実施し、適切に事業を運営できると認められる法人に委託しており、委託料については、利用人数規模や事業を推進するための体制及び業務遂行上必要となる物品・役務等にかかる経費の積算に基づき算定しているところです。</p>

運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めております。

また、生活支援型の委託にあたっては、今後ともセンターの支援状況等を把握するとともに、相談支援の機能が効果的に発揮されるよう考えてまいります。

担 当	福祉局障がい者施策部障がい支援課	(電話 06-6208-8245)
-----	------------------	-------------------